

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.11.1現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）その他目的ローン														
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 保証会社 ((株)ジャックス) の保証が受けられる方														
資金使途	● 資金使途が確認でき、耐久消費財購入等の健全な資金 ● 空き家の解体・改修（防災・防犯対策設備を含む）費用等 ※当該物件が本人または同居の配偶者・親・子の所有であることが必要です。 ※当該物件の所有者がお申込者本人以外の場合は、その所有者の同意を得ている必要があります。 ● 漁業・水産業関連全般の事業性資金 ※但し、設備投資関連資金のみとし、短期資金は除きます。														
借入金額	● 10万円以上500万円以下（1万円単位）														
借入期間	● 6ヶ月以上10年以内（月単位）														
借入利率	● 固定金利 年3.40% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがございます。														
<table border="1"><tr><td>金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</td><td>引下げ幅</td></tr><tr><td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td><td>年▲0.10%</td></tr><tr><td>インターネットバンキングをご利用されている方</td><td>年▲0.10%</td></tr><tr><td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td><td>年▲0.10%</td></tr><tr><td>キャッシュカードをご利用されている方</td><td>年▲0.10%</td></tr><tr><td>住宅ローンをご利用されている方</td><td>年▲0.10%</td></tr><tr><td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td><td>年▲0.10%</td></tr></table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅														
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%														
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%														
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%														
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%														
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%														
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%														
返済方法	● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 ● 元利均等半年賦（年賦）返済 但し、資金使途が漁業・水産業関連全般の事業性資金のみとし、ご利用可能な対象者は、組合員・漁業従事者（生計を一つにする被扶養者含む）に限定します。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。														
担保	● 不要です。														

連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 原則、不要です。 (株)ジャックスが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> 1, 100円（税込）をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>返済条件</th><th>金額（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td><td>3, 300円</td></tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3, 300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3, 300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> 返済条件変更の際には、手数料3, 300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用するすることができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧いただくか、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <p style="margin-left: 2em;">✧ 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） ✧ 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） ✧ 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていた 				

だきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、
予めご了承下さい。

- 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会